

前田の《ちょっと経営を考えよう》第311回

平成 29 年も早くも半年が経過しました。  
今のところ大きな地政学リスクは発生していませんが、相変わらず各国で頻繁に発生するテロや某国のロケット打ち上げと、きな臭い動きは継続しており、さらには円高や人手不足など、中小企業に迫り来る出来事は、やはり引き続き厳しいものがあります。  
こういった環境下で、いかに業績を UP させるかの対策を練っていくことは大変ですね。しかし、工夫のしがいがある、というものです。  
工夫・アイデアを出していくためには、全員で考えて、なんとか知恵を絞り出す必要がありますね。そして、新事業を興すためには「水平的思考」で物事を見ることが必要ですね。「水平的思考」とは、例えば、仕事がマンネリ化してくると、視点が狭くなりますね。そこで物事を全く別の視点から見る見方のことです。その「水平的思考に役立つキーワード例は

- ①拡大・縮小してみよう
  - ②代用してみよう（用途や対象を変えてみよう）
  - ③変更してみよう（形・色・味・音・年齢）
  - ④統合してみよう（組み合わせる、重ねる、混ぜるなど）
  - ⑤ターゲットを変えてみよう
  - ⑥取扱商品を変えてみよう
- ……etc

こうして、新しい事業を展開しましょう！

前田の《今人生を語る》第216回  
めざめよ日本人 (138)

戦後 70 年が過ぎました。  
まだ我々の心の中には自虐思考が残り、そしてまさに空気のように「誰かが助けてくれる、空気はただだし、水もただ。なんとかなるさ」、といった依頼心に満ち満ちています。  
この辺をなんとかしなければ、あと 20 年もすると我が国はどこかの国に占領され、自由のきかない国になってしまいそうな予感がします。  
自分の家、自分の国は、自分たちで守らなければなりませんね。  
結局、誰も助けてくれません。住む家・住む場所もなくなるだけです。

2016 年の出生数が、統計を初めて 100 万人を割ったというニュースが流れました。このことから、外国人労働者が今後さらに増えると思われます。また、市場開拓のために外国に出向される方も増えると思います。こういった労働者の所得税の扱いについて紹介します。

【所得税法上の区分】

区分	定義	国内で生じた所得 (国内源泉所得)	国外で生じた所得 (国外源泉所得)
居住者	永住者 ①日本国内に住所を有する個人 ②日本国内に現在まで引き続き 1 年以上居所を有する個人	課税 申告納税 源泉徴収	課税
	非永住者 永住者の①と②の定義に該当するが、日本国籍を有しておらず、過去 10 年以内に国内に住所を有していた期間の合計が 5 年以下の個人	課税 申告納税 源泉徴収	国内で支払われたもの又は国外から送金されたものについて課税
非居住者	居住者以外の個人	課税 申告納税 源泉徴収 (20.42%)	非課税

【居住者・非居住者の判定】

定義にある「住所」とは、その個人の「生活の本拠」をさし、生活の本拠かどうかは客観的事実によって判断することになっています。(例えば、ある人の滞在地が 2 カ国以上にわたる場合、職務内容や契約等を基に、「住所」の推定を行います)  
また、「居所」とは、その個人の「生活の本拠ではないが、現実に居住している場所」とされています。

長期的に海外へ出向する日本人の中には非居住者に該当するケースが多いと考えられます。一方、外国人労働者は、非永住者となるケースが多いと考えられます。そして、5 年以上滞在していれば永住者として課税されます。また、非居住者が 1 年以上滞在することで居住者の区分にも変わります。

なお、日本と異なる規定を置いている国との二重課税を防止するため、来日している外国人、または出向している日本人など該当する個人がどちらの国の「居住者」であるか判定するケースが時々あります。  
一般的には「恒久的住居」、「利害関係の中心場所」、「常用の住居」、「国籍」の順に考えますが、さらに具体的には相手国との租税条約を用います。